

三重県国民保護計画新旧対照表

番号	県計画 該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
1	p5 第1編第1章5 表1-1	用語の定義	要配慮者	災害時要援護者	用語の見直しに伴うもの
2	p12 第1編第3章 表1-6「機関 の名称」	指定地方公共機関	公益社団法人三重県医師会 公益社団法人三重県歯科医師会	公益社団法人三重県医師会	新たな指定地方公共機関の指定に伴うもの
3	p16 第1編第4章 表1-7「備考」	地域別昼夜間人口一覽	また、地域の区分は、三重県 勢 要覧(平成18年刊)の地域区分を用いた。	また、地域の区分は、三重県 政 要覧(平成18年刊)の地域区分を用いた。	誤字の修正に伴うもの
4	p16 第1編第4章 (5)	道路の位置等	高規格幹線道路は、東名阪自動車道が名古屋市から亀山市までをつないでおり、同市からは新名神高速道路が草津市まで、伊勢自動車道が伊勢市まで至っている。また、伊勢湾岸自動車道が豊田市から四日市市まで、紀勢自動車道が多気町から 尾鷲市まで、熊野尾鷲道路が尾鷲市から熊野市まで をつないでいる。	高規格幹線道路は、東名阪自動車道が名古屋市から亀山市までをつないでおり、同市からは新名神高速道路が草津市まで、伊勢自動車道が伊勢市まで至っている。また、伊勢湾岸自動車道が豊田市から四日市市まで、紀勢自動車道が多気町から 紀北町 までをつないでいる。	高規格幹線道路の供用区間の変更に伴うもの
5	p16、p17 第1編第4章 (5)	道路の位置等	道路網は、地域によって整備状況に偏りがあり、桑名市、いなべ市、四日市市等の県北部は、比較的道路網が発達し、利便性が高い。一方、尾鷲市、熊野市等の東紀州地域は、 耐災性に優れる紀勢自動車道、熊野尾鷲道路が開通したが、尾鷲市内や熊野市以南では主要な道路は 国道42号のみで、他には数本の国道が山間部に存在しているのみであることから、避難に際して道路に加え、海上交通の活用も検討する必要がある。	道路網は、地域によって整備状況に偏りがあり、桑名市、いなべ市、四日市市等の県北部は、比較的道路網が発達し、利便性が高い。一方、尾鷲市、熊野市等の東紀州地域は、紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の 整備が進められているものの、未整備区間があり、また主要な国道は 国道42号のみで、他には数本の国道が山間部に存在しているのみであることから、避難に際して道路に加え、海上交通の活用も検討する必要がある。	高規格幹線道路の供用区間の変更に伴うもの
6	p17 第1編第4章 図1-3	主な道路網	図1-3 主な道路網 別紙のとおり	図1-3 主な道路網 別紙のとおり	高規格幹線道路の供用区間の変更に伴うもの
7	p25 第1編第6章1	対象とする 事態の相違	これに対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき作成されている三重県地域防災計画(以下「県地域防災計画」という。))は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、 竜巻 、豪雨、豪雪、洪水、 崖崩れ 、 土石流 、高潮、地震、津波、噴火、 地滑り その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。	これに対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づき作成されている三重県地域防災計画(以下「県地域防災計画」という。))は、災害対策基本法第2条第1号に定める、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において、これらに類する政令で定める原因により生ずる被害に対処するものである。	災害対策基本法第2条第1号の規定と一致させるための修正に伴うもの
8	p28 第2編第1章 第1 表2-1	健康福祉部 における平 素の業務	・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ 要配慮者 に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・医療及び救急体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設(毒物・劇物及び毒薬・劇薬の取扱所等)の安全確保に関すること。 ・物資の備蓄に関すること。 ・赤十字標章の交付及び管理に関すること。	・救援に関する体制の整備に関すること。 ・ 災害時要援護者 に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・ボランティアとの連携に関すること。 ・医療及び救急体制の整備に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設(毒物・劇物及び毒薬・劇薬の取扱所等)の安全確保に関すること。 ・物資の備蓄に関すること。 ・赤十字標章の交付及び管理に関すること。	用語の見直しに伴うもの

番号	県計画 該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
9	p29 第2編第1章 第1 表2-1	環境生活部 における平 素の業務	・ボランティアとの連携に関すること。 ・ 要配慮者 に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・児童生徒(私立学校)に対する支援体制の整備促進及び啓発に関すること。 ・所管施設の安全管理に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設(浄水施設等)の安全確保に関すること。	・ボランティアとの連携に関すること。 ・ 災害時要援護者 に対する支援体制の整備及び啓発に関すること。 ・児童生徒(私立学校)に対する支援体制の整備促進及び啓発に関すること。 ・所管施設の安全管理に関すること。 ・所管に係る生活関連等施設(浄水施設等)の安全確保に関すること。	用語の見直しに伴うもの
10	p36 第2編第1章 第2 6(2)	地域における 自主防災 組織の活動 環境の整備	県は、自主防災組織相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮するとともに、地域で一体となった 要配慮者 への支援体制が整えられるよう、その活動環境の整備を図る。	県は、自主防災組織相互間、消防団等との間の連携が図られるよう配慮するとともに、地域で一体となった 災害時要援護者 への支援体制が整えられるよう、その活動環境の整備を図る。	用語の見直しに伴うもの
11	p38 第2編第1章 第3 表2-4	通信体制の 確保に当 たつたの留 意点	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し 配慮 を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し 援護 を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	用語の見直しに伴うもの
12	p39 第2編第1章 第4 1(3)	県警察にお ける体制の 整備	県警察は、ヘリコプターテレビ 電 送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用し、迅速な情報収集及び連絡を可能とする体制を整備する。	県警察は、ヘリコプターテレビ 伝 送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用し、迅速な情報収集及び連絡を可能とする体制を整備する。	誤字の修正に伴うもの
13	p39 第2編第1章 第4 2(3)	市町に対す る支援	県は、市町が 要配慮者 に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町を支援する。 また、県警察は、市町が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町との協力体制を構築する。	県は、市町が 災害時要援護者 に対し適切に警報の伝達を行うことができるよう、市町を支援する。 また、県警察は、市町が行う住民に対する警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、市町との協力体制を構築する。	用語の見直しに伴うもの
14	p40 第2編第1章 第4 3	市町におけ る警報の伝 達に必要な 準備	市町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、 要配慮者 に対する警報の伝達に配慮するものとする。 また、市町は、警報を通知すべきその他の関係機関をあらかじめ市町国民保護計画に定めておくものとする。	市町は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。この場合において、民生委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、 災害時要援護者 に対する警報の伝達に配慮するものとする。 また、市町は、警報を通知すべきその他の関係機関をあらかじめ市町国民保護計画に定めておくものとする。	用語の見直しに伴うもの
15	p43 第2編第1章 第5 2(2)イ	訓練に当 たつたの留 意事項	国民保護措置についての訓練の実施に関しては、住民の避難誘導、救援等に当たり、特に 要配慮者 への的確かつ迅速な対応が図られるよう留意する。	国民保護措置についての訓練の実施に関しては、住民の避難誘導、救援等に当たり、特に 災害時要援護者 への的確かつ迅速な対応が図られるよう留意する。	用語の見直しに伴うもの
16	p44 第2編第2章 1(3)	要配慮者等 の避難体制 の整備	(3) 要配慮者 等の避難体制の整備(防災対策部、環境生活部、健康福祉部、雇用経済部、教育委員会) 県は、市町と連携し、自主防災組織等の協力のもと、地域が一体となった避難誘導等、 要配慮者 に対する避難体制の整備について配慮する。 また、市町等と連携し、児童生徒の避難方法等について検討を行うなど、児童生徒の安全確保に努める。	(3) 災害時要援護者 等の避難体制の整備(防災対策部、環境生活部、健康福祉部、雇用経済部、教育委員会) 県は、市町と連携し、自主防災組織等の協力のもと、地域が一体となった避難誘導等、 災害時要援護者 に対する避難体制の整備について配慮する。 また、市町等と連携し、児童生徒の避難方法等について検討を行うなど、児童生徒の安全確保に努める。	用語の見直しに伴うもの

番号	県計画 該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
17	p46 第2編第2章 3(3)	運送経路の 確保	特に、伊勢志摩地方は複雑な海岸線を有すること、東紀州地域は 耐災性に優れた紀勢自動車道、熊野尾鷲道路が開通したが、尾鷲市内や熊野市以南では主要な道路は国道42号のみ で、他には数本の国道が山間部に存在しているのみであることなど、地域特性を考慮し、船舶等を保有する指定地方公共機関等の協力を得て、海路における運送経路に関する情報を把握し、輸送力の確保に努める。	特に、伊勢志摩地方は複雑な海岸線を有すること、東紀州地域は紀勢自動車道、熊野尾鷲道路の 整備が進められているものの、未整備区間があり、また主要な道路が国道42号のみ で、他には数本の国道が山間部に存在しているのみであることなど、地域特性を考慮し、船舶等を保有する指定地方公共機関等の協力を得て、海路における運送経路に関する情報を把握し、輸送力の確保に努める。	高規格幹線道路の供用区間の変更に伴うもの
18	p47 第2編第2章 5(2)ク	避難施設の 指定に当 たつての留 意事項	要配慮者 に配慮した施設を指定するよう配慮する。	災害時要援護者 に配慮した施設を指定するよう配慮する。	用語の見直しに伴うもの
19	p48 第2編第2章 6(1)	避難実施要 領のパター ンの作成	市町は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、県作成の「市町避難実施要領の手引き」に基づき、消防庁作成のマニュアル等を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、 要配慮者 の避難方法等について配慮するものとする。	市町は、県、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、県作成の「市町避難実施要領の手引き」に基づき、消防庁作成のマニュアル等を参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。この場合において、 災害時要援護者 の避難方法等について配慮するものとする。	用語の見直しに伴うもの
20	p49、p50 第2編第3章 第1表2-5	生活関連等 施設の種類	表2-5 生活関連等施設の種類の別紙のとおり	表2-5 生活関連等施設の種類の別紙のとおり	原子力規制委員会の設置に伴うもの
21	p54 第2編第5章 1(4)	要配慮者へ の啓発	(4) 要配慮者 への啓発(防災対策部、環境生活部、健康福祉部、雇用経済部) 県は、テレビを利用した手話放送及び字幕放送、FAX等視覚に訴える伝達方法、ラジオ放送、電話等の音声情報等聴覚に訴える伝達方法、外国語のインターネットホームページの活用、外国語のテレビ、ラジオ放送等を活用し、 要配慮者 に配慮した啓発を行う。	(4) 災害時要援護者 への啓発(防災対策部、環境生活部、健康福祉部、雇用経済部) 県は、テレビを利用した手話放送及び字幕放送、FAX等視覚に訴える伝達方法、ラジオ放送、電話等の音声情報等聴覚に訴える伝達方法、外国語のインターネットホームページの活用、外国語のテレビ、ラジオ放送等を活用し、 災害時要援護者 に配慮した啓発を行う。	用語の見直しに伴うもの
22	p60 第3編第2章 1(1)ウ	県対策本部 員等の参集	県対策本部 対策統括部 は、県対策本部員等に対し連絡する。	県対策本部 事務局 は、県対策本部員等に対し連絡する。	名称変更に伴うもの
23	p60 第3編第2章 1(1)エ	県対策本部 の開設	県対策本部 対策統括部 は、県庁講堂に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。	県対策本部 事務局 は、県庁講堂に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。	名称変更に伴うもの
24	p61 第3編第2章 1(4)	県対策本部 における広 報等	県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、対策統括部内に広聴広報班を整備し、被災状況、県対策本部における活動内容の公表及び報道機関との連絡調整等の対外的な広報活動を実施し、県民に適時適切な情報提供を行う。 広報の手段としては、テレビ及びラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ、広報紙等様々な手段を活用し、 要配慮者 に配慮した情報提供も行う。	県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、対策統括部内に広聴広報班を整備し、被災状況、県対策本部における活動内容の公表及び報道機関との連絡調整等の対外的な広報活動を実施し、県民に適時適切な情報提供を行う。 広報の手段としては、テレビ及びラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ、広報紙等様々な手段を活用し、 災害時要援護者 に配慮した情報提供も行う。	用語の見直しに伴うもの
25	p63、p64 第3編第2章 1(7)～(9)	県対策本部 の開設	(7) 県対策本部長の権限(防災対策部) (中略) (8) 県対策本部の廃止(防災対策部) (中略) (9) 現地調整所の設置(防災対策部)	県対策本部長の権限(防災対策部) (中略) (7) 県対策本部の廃止(防災対策部) (中略) (8) 現地調整所の設置(防災対策部)	誤記の修正に伴うもの

番号	県計画 該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
26	p65 第3編第3章 目次	第3章の目次	7 指定 行政 機関及び指定 地方行政 機関等への派遣要請	7 指定 公共 機関及び指定 地方行政 機関への派遣要請	誤記の修正に伴うもの
27	p68 第3編第3章 7	指定行政機関及び指定地方行政機関等への派遣要請	7 指定 行政 機関及び指定 地方行政 機関等への派遣要請(防災対策部、各委員会、各委員)	7 指定 公共 機関及び指定 地方公共 機関への派遣要請(防災対策部、各委員会、各委員)	誤記の修正に伴うもの
28	p71 第3編第4章 2(1)ウ	ボランティアの活動	要配慮者 への支援	災害時要援護者 への支援	用語の見直しに伴うもの
29	p74 第3編第5章 第1 2ウ	市町長の警報伝達の基準	市町長は、その職員並びに消防長(広域消防組合の消防長の場合は、その管理者の指揮に従う。)及び消防団長を指揮し、又は、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、 要配慮者 に対する伝達に配慮するものとする。	市町長は、その職員並びに消防長(広域消防組合の消防長の場合は、その管理者の指揮に従う。)及び消防団長を指揮し、又は、自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、 災害時要援護者 に対する伝達に配慮するものとする。	用語の見直しに伴うもの
30	p79 第3編第5章 第2 2(1)イク	住民に対する避難の指示	ク) 要配慮者 への配慮 ・市町との連携による 要配慮者 への配慮	ク) 災害時要援護者 への配慮 ・市町との連携による 災害時要援護者 への配慮	用語の見直しに伴うもの
31	p86 第3編第5章 第2 4(2)ク	避難実施要領作成の際の主な留意事項	ク 要配慮者 への対応 要配慮者 の避難誘導を円滑に実施するために、 要配慮者 への対応方法を記載する。	ク 災害時要援護者 への対応 災害時要援護者 の避難誘導を円滑に実施するために、 災害時要援護者 への対応方法を記載する。	用語の見直しに伴うもの
32	p90 第3編第6章 2(1)	関係機関との連携	内閣総理大臣 から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。	厚生労働大臣 から他の都道府県の救援の実施について応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。	国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府への移管に伴うもの
33	p90 第3編第6章 3(1)	救援の内容	知事は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。 知事は、救援の程度及び基準によって救援の実施が困難であると判断する場合には、 内閣総理大臣 に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。	知事は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。 知事は、救援の程度及び基準によって救援の実施が困難であると判断する場合には、 厚生労働大臣 に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。	国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府への移管に伴うもの
34	p91 第3編第6章 3(3)ア	収容施設の供与	・避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設施設、天幕等その用地の把握) ・仮設トイレの設置及び清掃、消毒等の適切な管理 ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮 ・ 要配慮者 に対する福祉避難所の供与 ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、 要配慮者 を収容する長期避難住宅等の供与(以下、省略)	・避難所の候補の把握(住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設施設、天幕等その用地の把握) ・仮設トイレの設置及び清掃、消毒等の適切な管理 ・避難所におけるプライバシーの確保への配慮 ・ 災害時要援護者 に対する福祉避難所の供与 ・老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、 災害時要援護者 を収容する長期避難住宅等の供与(以下、省略)	用語の見直しに伴うもの

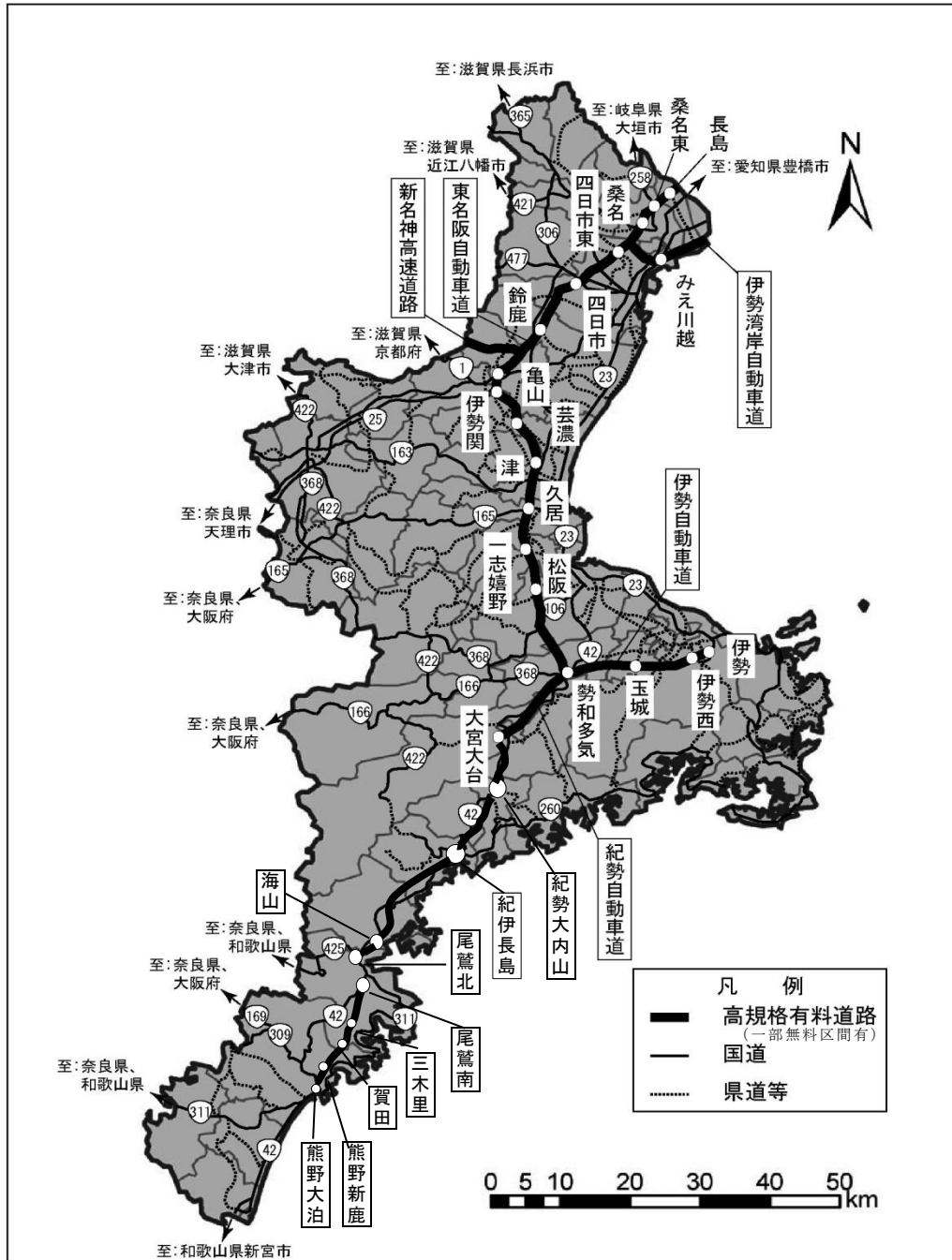
番号	県計画 該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
35	p91 第3編第6章 3(3)ウ	医療の提供 及び助産	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療資機材及びNBC対応資機材等の所在の確認 ・被災状況(被災者数及び被災の程度等)の収集 ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 ・避難住民等の健康状態の把握 ・利用可能な医療施設及び医療従事者の確保状況の把握 ・要配慮者への医療及び救護活動に対する的確かつ迅速な医療情報の提供 (以下、省略) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品、医療資機材及びNBC対応資機材等の所在の確認 ・被災状況(被災者数及び被災の程度等)の収集 ・救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集 ・避難住民等の健康状態の把握 ・利用可能な医療施設及び医療従事者の確保状況の把握 ・災害時要援護者への医療及び救護活動に対する的確かつ迅速な医療情報の提供 (以下、省略) 	用語の見直しに伴うもの
36	p95 第3編第6章 図3-8	救援に関する 措置関連図	図3-8 救援に関する措置関連図 別紙のとおり	図3-8 救援に関する措置関連図 別紙のとおり	国民保護法の救援事務の厚生労働省から内閣府への移管に伴うもの
37	p98 第3編第7章 5(1)	市町による 安否情報の 収集	市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成するなどにより行うものとする。また、 要配慮者 が滞在している施設の情報収集に努めるものとする。 さらに、市町は、あらかじめ把握している医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についても協力を求めるものとする。	市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成するなどにより行うものとする。また、 災害時要援護者 が滞在している施設の情報収集に努めるものとする。 さらに、市町は、あらかじめ把握している医療機関、学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についても協力を求めるものとする。	用語の見直しに伴うもの
38	p102、p103 第3編第8章 第1 4(1)表3-1	危険物質等 の種類とそれ に応じた措 置との関係	表3-1 危険物質等の種類とそれに応じた措置との関係 別紙のとおり	表3-1 危険物質等の種類とそれに応じた措置との関係 別紙のとおり	原子力規制委員会の設置に伴うもの
39	p104 第3編第8章 第2 1(1)ア	放射性物質 等の放出又は 放出のおそれ に関する通報、公 示等	知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は 内閣総理大臣及び原子力規制委員会(事業所外運搬に起因する場合には、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。) から通知を受けたときは、周辺市町長及び指定地方公共機関に連絡する。	知事は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は 指定行政機関の長 から通知を受けたときは、周辺市町長及び指定地方公共機関に連絡する。	原子力規制委員会の設置に伴うもの

番号	県計画 該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
40	p105 第3編第8章 第2 1(6)～(8)	スクリーニング及び除染の実施	<p>(6)スクリーニング及び除染の実施(防災対策部、健康福祉部) 県は、住民に放射線被ばく及び放射性汚染の可能性が生じた場合に備え、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設等との協力体制を検討し、被ばく及び汚染が生じた場合には、原子力災害対策指針に基づき、国及び原子力事業者の指示等の下、市町と連携し、スクリーニング及び除染を行う。</p> <p>(7)食料品等による被ばくの防止(防災対策部、健康福祉部、農林水産部) 県は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、防災基本計画(原子力災害対策編)の定め例により行うものとする。 この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施し、流通等への影響に配慮する。</p> <p>(8)要員の安全の確保(防災対策部) 県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p>	<p>(6)食料品等による被ばくの防止(防災対策部、健康福祉部、農林水産部) 県は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置について、防災基本計画(原子力災害対策編)の定め例により行うものとする。 この場合において、食料品等の安全性が確認された後は、その安全性についての広報を実施し、流通等への影響に配慮する。</p> <p>(7)要員の安全の確保(防災対策部) 県は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの
41	p106 第3編第8章 第2 2(4)ア	核攻撃等の場合	<p>県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。 また、措置に当たる要員の安全を確保した上で、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</p> <p>県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の指示等の下、市町と連携し、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)にスクリーニング及び除染を行うとともに、放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる。</p>	<p>県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。 また、措置に当たる要員の安全を確保した上で、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</p>	国民の保護に関する基本指針の変更に伴うもの
42	p118 第3編第10章 (1)ア	被災情報の収集及び報告	<p>特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ電送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。</p>	<p>特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視カメラ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。</p>	誤字の修正に伴うもの
43	p119 第3編第11章 1(1)	保健衛生対策	<p>県は、避難先地域に対して、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。 この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	<p>県は、避難先地域に対して、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。 この場合において、災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p>	用語の見直しに伴うもの
44	p120 第3編第11章 2(2)	廃棄物処理対策	<p>県は、県地域防災計画に準じ、「災害廃棄物対策指針(平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>県は、県地域防災計画に準じ、「震災廃棄物対策指針(平成10年厚生省生活衛生局作成)」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	災害廃棄物対策指針の策定に伴うもの

番号	県計画 該当部分	項目名	変更後	変更前	変更理由
45	p122、p123 第3編第12章 2(2)	要配慮者に 対する避難 実施後の対 応	(2) 要配慮者 に対する避難実施後の対応(防災対策部、健康福祉部、環境生活部) 県は、市町、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、避難先で生活する乳幼児、要介護者、高齢者等に対し、ミルク及び車椅子、介護ベッド等の介護用品、温かい食料品等 要配慮者 に配慮した物資の供給等を行う。また、外国人被災者のため、関係機関と連携して、情報の提供に努める。	(2) 災害時要援護者 に対する避難実施後の対応(防災対策部、健康福祉部、環境生活部) 県は、市町、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得て、避難先で生活する乳幼児、要介護者、高齢者等に対し、ミルク及び車椅子、介護ベッド等の介護用品、温かい食料品等 災害時要援護者 に配慮した物資の供給等を行う。また、外国人被災者のため、関係機関と連携して、情報の提供に努める。	用語の見直しに伴うもの

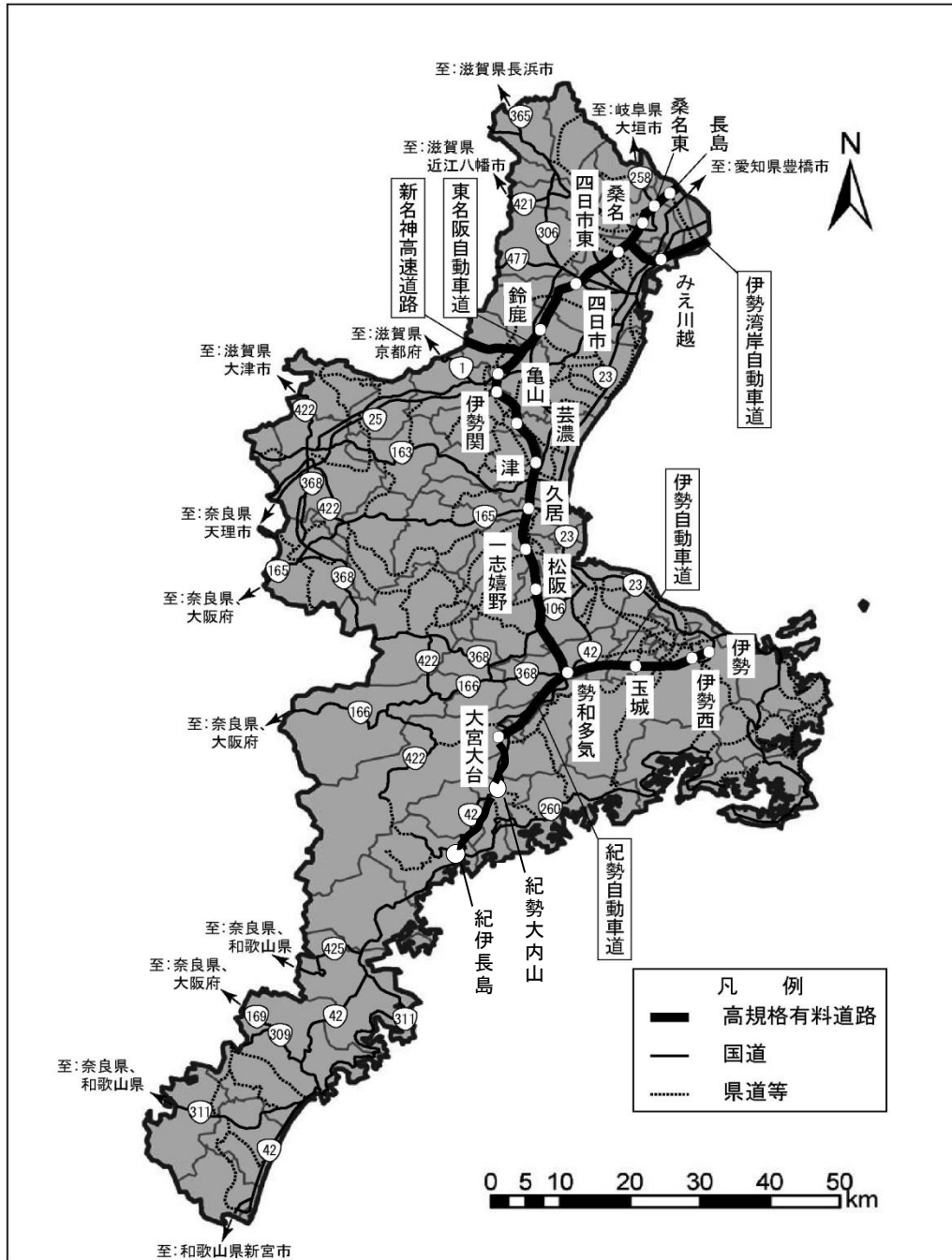
別紙（新）

図 1 - 3 主な道路網



別紙 (旧)

図 1 - 3 主な道路網



別紙（新）

表 2 - 5 生活関連等施設の種類

法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	<u>原子力規制委員会</u>
	6号	核原料物質	<u>原子力規制委員会</u>
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	<u>原子力規制委員会</u>
	8号	毒劇物（ <u>医薬品医療機器等法</u> ）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

備考：法施行令第28条に規定されている生活関連等施設は、表中に記載されている物質等を貯蔵している施設等のことである。

別紙（旧）

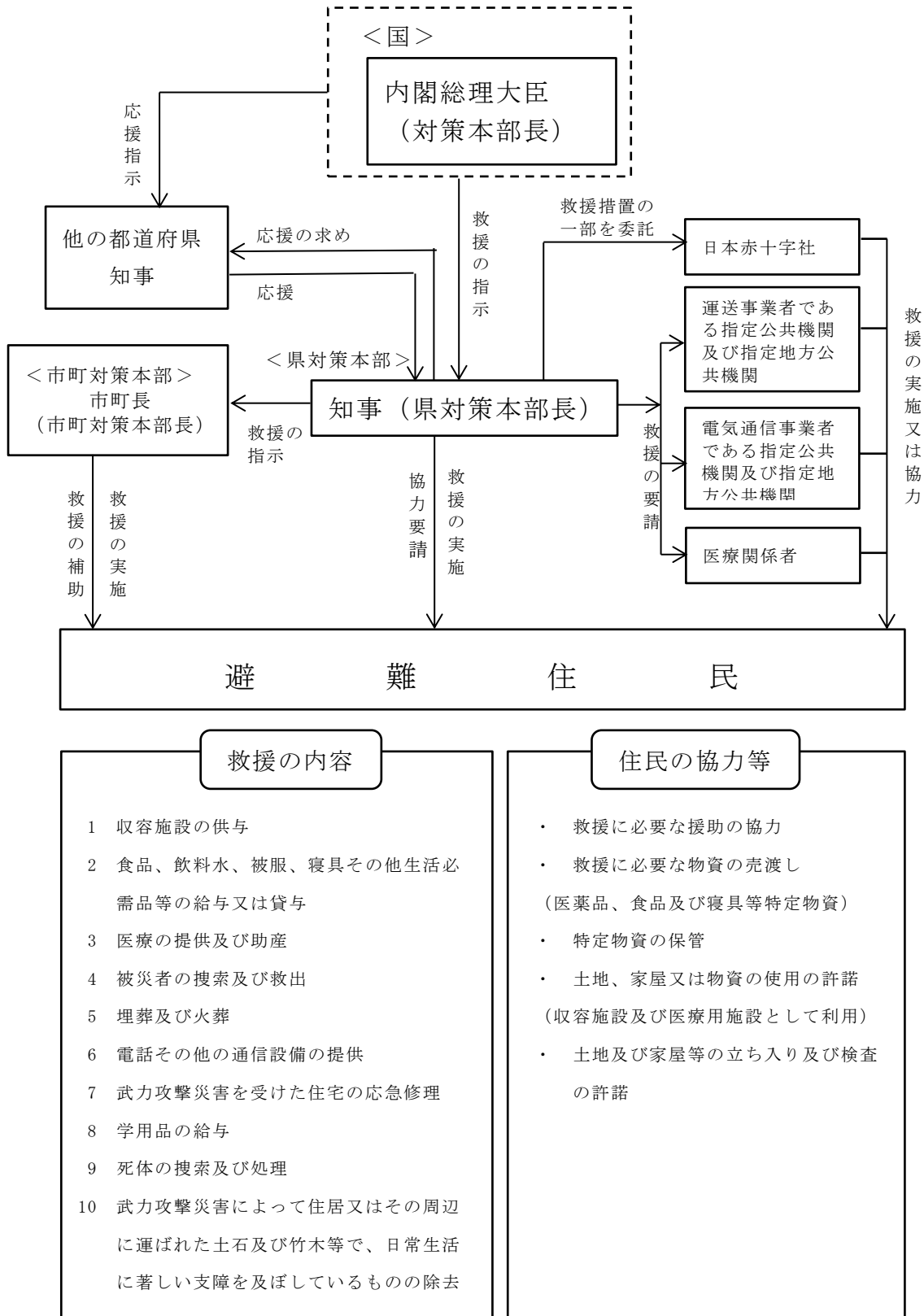
表 2 - 5 生活関連等施設の種類

法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	<u>文部科学省</u> <u>経済産業省</u>
	6号	核原料物質	<u>文部科学省</u> <u>経済産業省</u>
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	<u>文部科学省</u>
	8号	毒劇物（ <u>薬事法</u> ）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

備考：法施行令第28条に規定されている生活関連等施設は、表中に記載されている物質等を貯蔵している施設等のことである。

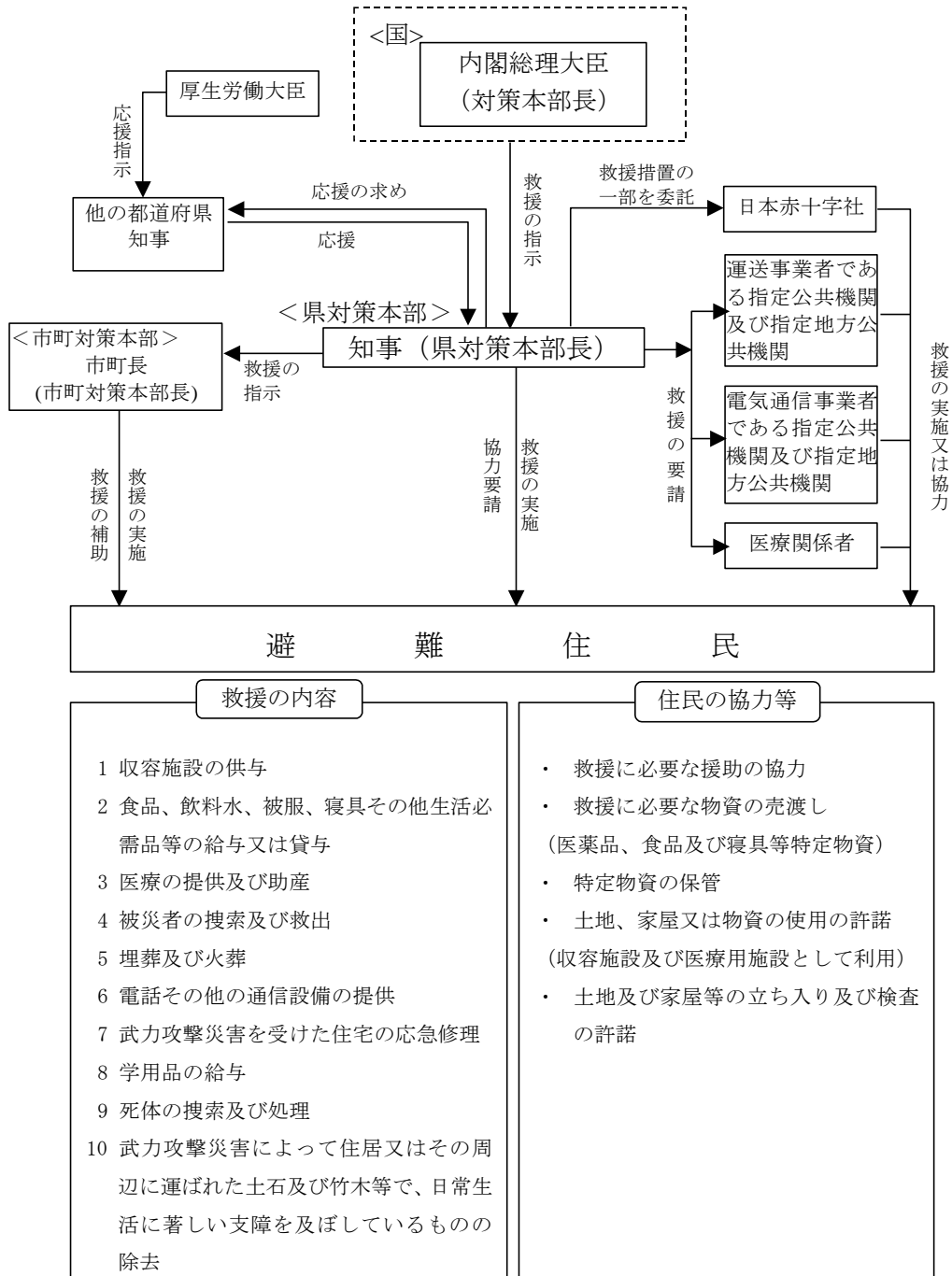
別紙（新）

図 3 - 8 救援に関する措置関連図



別紙（旧）

図 3 - 8 救援に関する措置関連図



別紙（新）

表3-1 危険物質等の種類とそれに応じた措置との関係

物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措置		
			措置1	措置2	措置3
①	危険物 【消防法】	市町長	第12条の3	○	○
②	毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
③	火薬類 【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 知事 県公安委員会	第45条	同左	同左
④	高压ガス 【高压ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第39条	同左	同左
⑤	核燃料物質（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	<u>原子力規制委員会</u> 国土交通大臣	□	□	□

⑥	核原料物質 【原子力基本法】	<u>原子力規制委員会</u>	○	○	○
⑦	放射線同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	<u>原子力規制委員会</u>	第33条第4項	同左	同左
⑧	毒薬及び劇薬 【医薬品医療機器等法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
⑨	事業用電気工作物内の高压ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○
⑩	生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○
⑪	毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○
<p>備考</p> <p>(注1) ○は法第103条第3項、□は法第106条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。</p> <p>(注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。</p>					

別紙（旧）

表 3 - 1 危険物質等の種類とそれに応じた措置との関係

物質の種類と対象範囲を示す法律		措置命令者	措 置		
			措置1	措置2	措置3
①	危険物 【消防法】	市町長	第12条の3	○	○
②	毒物及び劇物 【毒劇物取締法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
③	火薬類 【火薬類取締法】	経済産業大臣 国土交通大臣 知事 県公安委員会	第45条	同左	同左
④	高压ガス 【高压ガス保安法】	経済産業大臣 知事	第39条	同左	同左
⑤	核物質燃料（汚染物質含む。） 【原子力基本法】	<u>文部科学大臣</u> <u>経済産業大臣</u> 国土交通大臣	□	□	□

⑥	核原料物質 【原子力基本法】	<u>文部科学大臣</u> <u>経済産業大臣</u>	○	○	○
⑦	放射線同位元素（汚染物質含む。） 【放射線障害防止法】	<u>文部科学大臣</u>	第33条第4項	同左	同左
⑧	毒薬及び劇薬 【薬事法】	厚生労働大臣 知事	○	○	○
⑨	事業用電気工作物内の高压ガス 【電気事業法】	経済産業大臣	○	○	○
⑩	生物剤及び毒素 【生物兵器禁止法】	主務大臣	○	○	○
⑪	毒性物質 【化学兵器禁止法】	経済産業大臣	○	○	○
備考 (注1) ○は法第103条第3項、□は法第106条の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。 (注2) ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。					